

# もみじケア訪問看護ステーション運営規程

## (運営の目的)

第1条 もみじケア株式会社(以下「本事業者」という。)が設置するもみじケア訪問看護ステーション(以下「本事業所」という)において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下、「事業」という。)との適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業者保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者(指定介護予防の場合は地域包括支援センター)へ情報の提供を行うものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 もみじケア訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島県廿日市市廿日市二丁目5番9号

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名(常勤職員)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業の実施に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師：15名(常勤4名 非常勤11名) ※常勤4名のうち1名は管理者と兼務  
看護師は主治医の指示書と介護予防サービス支援計画表・居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って予防・訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき事業を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。
- (3) 理学療法士等：8名(非常勤8名)  
身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。
- (4) 訪問看護業務補助員：5名(非常勤)  
看護師等の指導の下、看護業務の補助を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時30分までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(事業の内容)

第6条 本事業所で行う事業は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 予防・訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供  
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 予防・訪問看護計画書に基づく事業
- (3) 予防・訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供

(指定(介護予防)訪問看護の利用料とその他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の指定によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料として負担割合証に記載された割合に応じた支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - (1) 通常の事業実施地域以外の場合、実施地域を超える地点から1キロメートル以上につき…20円
  - (2) 1ヶ月の往復の上限…2,000円
  - (3) 公共交通機関利用は、実費負担
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料と指定介護予防・指定訪問看護とは別事業の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は廿日市市(吉和は除く)、広島市佐伯区(湯来は除く)、広島市西区とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 指定介護予防・指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第11条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した事業に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - (5) 養護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを担当介護支援専門員、市に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(業務継続計画策定に関する事項)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。発生時には当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修：年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
  - 5 本事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
  - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2020年4月1日から施行する。

この規程は2020年11月1日から施行する。

この規程は2022年8月1日から施行する。

この規程は2023年4月1日から施行する。

この規程は2024年4月1日から施行する。

この規程は2024年8月1日から施行する。